

一般社団法人日本拳法競技連盟 競技者規程

第1条 この規程は競技者が一般社団法人日本拳法競技連盟（以下「本連盟」という）に競技者として登録する場合の必要な事項について定める。

第2条 競技者登録をする者は本連盟登録規程第5条による個人登録資格を有していなければならない。

2. 競技者登録をした者は同一年度内において在籍する都道府県連盟を変更する場合、速やかに所属団体を通じ既登録先の都道府県連盟に報告し、その後新たな登録先に登録申請書を提出しなければならない。
3. 競技者は競技規則を順守し、倫理に違反する行為をしてはならない。

第3条 競技者登録をする者は会費規程第4条に則り、次の各号に規定する年間登録費を納付しなければならない。

・一般社会人	2,000円
・大学生	1,000円
・高校生	1,000円
・中学生	500円
・小学生	500円
・未就学児	無料

2. 同一年度内に登録する都道府県が変更になった時は、新たな登録費は不要とする。
3. 期間途中で退会しても、納付した登録費は返金しない。

第4条 この規程の改廃は理事会にて決議する。

附則

この規程は平成30年4月1日より施行する。

令和5年3月18日 一部改訂